## 「投資信託及び投資法人に関する法律」等の改正に係る 規則等の整備について

## I 改正の目的

平成24年12月12日に公表された金融審議会の「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」の最終報告を踏まえ、平成25年6月12日に成立した「金融商品取引法」及び「投資信託及び投資法人に関する法律」等の改正を受け、平成26年12月1日より投資法人が新投資口予約権を発行することが可能となる等の所要の整備がなされたことから、本改正を円滑に実施し、もって投資者の保護に資するため、本会規則「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」等の一部改正を行うものとする。

## Ⅱ 主な改正の内容

- 1 投資信託等の運用に関する規則
  - ・ 公募のファンド・オブ・ファンズの投資の対象として、「不動産投資信託証券 に係る投資法人より発行された新投資口予約権証券への投資」を加える。

(第22条第1項(2))

- 2 投資信託等の運用に関する規則に関する細則
  - ・ 日本証券業協会の外国籍投資信託等の国内への持込みに関する選別基準に平仄 を合わせるため、外国投資信託証券の要件に、デリバティブ取引等に係る投資制 限及び信用リスク集中回避のための投資制限に関する事項を加える。

(第3条(2))

- 3 投資信託に関する会計規則に関する細則
  - ・ 「資産の部」の項目「新株予約権証券」に「新投資口予約権証券」を含む旨の 規定を加える。 (第2条(12))
- 4 投資信託財産の評価及び計理等に関する規則
  - (1) 新株予約権証券等の評価に「新投資口予約権証券」を併列するよう規定を定める。 (第19条第1項)

(2) 外貨建資産の評価レートの規定中、計算日における対顧客相場及び対顧客先 物相場につき、「三菱東京UFJ銀行が発表する」を削除する。

(第32条第1項、第33条第1項)

- 5 投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則及び不動産投資信託等 の運用報告書等に関する委員会決議
  - (1) 不動産投資信託の運用報告書の本文に、当該不動産投資信託の仕組み(当該 投資信託財産の運用方針を含む。)の他、「運用等に係る費用明細」に当期中に 投資信託財産から支払われた費用の総額及び信託報酬の額を委託会社、受託銀 行、募集取扱機関及び総額に区分した額にそれらを対価とする役務の内容を表 示する旨を加える。 (規則第22条)、(委員会決議 別表4中(20))
  - (2) 不動産投資信託の運用報告書につき、投信法第 14 条第 4 項に規定の書面の 作成及び交付する旨の規定を定める。 (規則第 24 条の 2)
  - (3) 不動産投資法人の資産運用報告の本文中に表示すべき項目中に、「新投資口予約権」についての表示事項を定める。

(規則第26条第1項(23)の2)、(委員会決議 別表5中(23)の2、(29))

(4) 不動産投資法人の資産運用報告の本文中に表示するべき項目中、「利害関係人等との取引状況」について、「利害関係人等」に「主要株主」が含まれる改正がなされたことから、「主要株主」を除く規定の整備を行う。

(規則第26条第1項(27))、(委員会決議 別表5中(27))

(5) 不動産投資法人の資産運用報告の本文中に表示するべき項目中に、「海外不動産保有法人に係る開示」及び「海外不動産保有法人が有する不動産に係る開示」についての表示事項を定める。

(規則第26条第1項(34)、(35))、(委員会決議 別表5中(34)、(35))

- 6 投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則及び投資 信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議
  - ・ 新投資口予約権証券につき、「組入れ資産の売買状況等」「組入れ資産の明細」 「投資信託財産の構成」への表示方法を定める。

(細則第2条、第6条、第7条)、(委員会決議 別表1中(5)、(12)、(16))

- 7 不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則
  - ・ クローズド・エンド型の投資法人において投信法第88条の4の規定に基づき

新投資口予約権を発行する場合の留意事項を定めるとともに、オープン・エンド型の投資法人についての読み替え規定を定める。 (第 46 条の 2、第 48 条の 2)

- 8 デリバティブ取引等に係る投資制限に関するガイドライン
  - ・ デリバティブ取引等について、定義を明確にする整備を行う。
- 9 その他、必要な字句修正等の整備を行う。

## Ⅲ 実施日

- ・ 「投資信託等の運用に関する規則」、「投資信託に関する会計規則に関する細則」、 「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」、「デリバティブ取引等に係る投資 制限に関するガイドライン」の改正は、平成26年12月1日から実施する。
- ・ 「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」の改正は、平成 26 年 12 月 1 日から実施する。ただし、この細則の改正の際現に存する投資信託については、実施日から起算して5年を経過する日までの間は、第3条第2号ヨの規定は、適用しない。なお、当該投資信託に関し同条に規定する合理的な方法を定めた場合には、この限りでない。
- ・ 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」の改正は、平成 26 年 12 月 1 日から実施する。ただし、第 22 条及び第 24 条の 2 については、同日以後に到来する新投信法第 14 条第 1 項に規定する作成期日に係る投資信託の運用報告書(全体版)及び交付運用報告書について適用し、同日前に到来した旧投信法第 14 条第 1 項に規定する作成期日に係る運用報告書については、なお従前の例による。
- ・ 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則」、「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議」の改正は、平成26年12月1日から実施し、実施日以後に到来する新投信法第14条第1項に規定する作成期日に係る投資信託の運用報告書(全体版)及び交付運用報告書について適用し、同日前に到来した旧投信法第14条第1項に規定する作成期日に係る運用報告書については、なお従前の例による。
- ・ 「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」の改正は、平成 26 年 12 月 1 日から実施し、実施日前に営業期間を開始し実施日後に営業期間を終了する投資法人より適用する。

・ 「不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議」の改正は、平成 26 年 12 月1日から実施し、同日以降決算の到来する投資信託の運用報告書及び投資法 人の資産運用報告から適用する。